

今月4日からトラック運送における運賃・料金の収受方法が変わった。これは標準貨物自動車運送約款の改正に伴い、これまでの運送の対価と付帯作業、積み下ろし作業、荷待ち時間は全て運賃の中に含まれていたものを、新約款では

新約款「運賃・料金属け出」

運送対価は「運賃」、付帯作業と積み下ろし作業、荷待ち時間は運送以外の対価として明確に

区分されることから、今まで強いられていた作業や待機時間などに対して料金を荷主にも求められることが明確化されたもので、運送事業者は運賃・料金表の変更届を行う必要がある。これに対して各運送会社は、新約款で

の運賃・料金を荷主に請求するため、運輸局に運賃・料金の届け出を行うのか、各社に話を聞いてみた。

大手倉庫会社の輸送を手掛ける大阪府貝塚市の運送A社は「現状ではフォークリフト作業の料

金は含まれた運賃を得ている。しかし、過去に燃料の高騰でサーチャージ料を含んだ運賃を収受している、燃料価格の値下がりや運賃を大幅に下げられた経験から、新約款で言う、運賃・料金は区分されていても、荷主側か

大手建材メーカーの輸送を手掛ける同高石市の

記録を求められている。大手荷主企業では、国交省が進める待機時間削減などについて積極的に取り組んでいるようだ。さらに新約款での運賃と料金の区分も、大手荷主企業は交渉次第で条件を理

解してもらえる可能性も

荷主への意思表示

金を含んだ運賃を得ている。しかし、過去に燃料の高騰でサーチャージ料を含んだ運賃を収受している、燃料価格の値下がりや運賃を大幅に下げられた経験から、新約款で言う、運賃・料金は区分されていても、荷主側か

運送B社では「現状ではクレーン付きトラック1台に対して、作業料金として運賃以外に5000円の料金を得ている。さらに荷主企業も今年7月頃から荷主敷地内に入っ

てから敷地を出るまで、積み込みでの待機時間のあり、当社としては運賃・料金の届け出を行う考えだ。届け出を行っていない場合は、荷主に交渉できない可能性があるの当社ではあらかじめ届け出を行う」と説明した。

また、大手鋼材メーカーなどと取引する大阪市の運送C社は「理解が得られるかは定かではないが、新約款は事務所内にすでに掲示しており、運賃・料金の届け出を当社では行う構えだ。たとえば、すぐに荷主側に理解されないとしても、法律に基づいて手続きを行うことがスタートラインになると考え、新約款での運賃・料金の届け出は行う考えだ」と話し、各社とも、まずは業界全体で行動することが重要ととらえているようだ。現状では荷主に運賃・料金の理解が得られないとしても、業界全体で取り組むことで、風向きが大きく変化する可能性があるため、別の複数の会社でも運賃・料金の届け出を行うことを示していた。

(佐藤弘行)